

1 1. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

以下の事業について、個別事業に対応した実践的・試行的な活動を行っています。

(1) 公共施設マネジメント事業と鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想

(5 に記載した鶴城小学校改築事業に関する取組み)

市では、これまで様々な公共施設を整備し、市民サービスの向上や都市機能の充実に努めてきましたが、建設から相当の年数を経過する施設が多くなっており、今後、安全・安心なサービス提供のための維持補修に加え、大規模な改修や建て替えが必要となることが見込まれるほか、時期が集中することも懸念されます。

また、老朽施設の更新経費や維持管理経費の確保等の課題もあることから、各公共施設の長寿命化・耐震化対策のほか、利用状況や維持管理経費等を踏まえた公共施設自体のあり方も含め中心市街地活性化に向けた公共施設のマネジメントを継続して行います。

(2) 景観まちづくりに向けた取組み

(4 に記載した景観協定支援事業、歴史的景観指定建造物保存活用事業、自然景観指定緑地保存活用事業に関する取組み)

市では、平成4年に「会津若松市景観条例」を制定し、会津若松市らしい景観をまもり、つくり、そだてるという理念のもと積極的に都市景観の形成に努めてきました。

平成21年には景観法に基づく「景観行政団体」となり、まちの地域資源である景観を活かした会津若松市らしいまちづくりとして取り組みを進めています。

(3) 神明通り商店街一体的整備構想事業化可能性調査（平成26年度）

(7 に記載した神明通り商店街一体的整備構想に関する取組み)

神明通り商店街一体的整備の実現に向け適切な事業の方向性や内容とするため市民アンケート調査やマーケティングなどの事業展開に必要な事前調査に加え、各事業の実現可能性を調査し、一的整備構想に掲げたアーケードの建替えや駐車場の整備、ファサード改修事業などが望まれることが明らかになったほか、事業の実現可能性も高いと判断されました。

(4) 会津若松市中心市街地魅力向上調査事業（平成25年9月～12月）

(7 に記載した七日町通り門前町づくり一体的整備事業に関する取組み)

中心市街地活性化における神社仏閣を中心とした魅力的な空間形成を目的とする「門前町づくり」について検討を進めるため、七日町をはじめとする中心市街地の現状課題、求められる商業・サービス機能や魅力的な空間整備の在り方について、市民・観光客や商業者の意識・意向を把握するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて地域資源を活用した門前町づくり一体的整備事業を位置付けています。

(5) 高齢買い物弱者対策地域ニーズ実態調査（平成 25 年1月～3月）移動販売車実験運行（平成 26 年9月～12月）

（7 に記載した買い物弱者対策購買環境整備検討事業に関する取組み）

ニュータウンや中心市街地等においても高齢化の進行や人口の減少による地域の衰退等により、買い物、医療、交通といった日常生活に不可欠な生活インフラが弱体化した地域が発生しており、「買い物」という生活の基本的な行為が近い将来に困難となるエリアが増えていくことが想定されることから、移動手段を持たず、日常的な買い物に支障をきたしている「高齢買い物弱者」の実態を把握するとともに、それを分析、データベース化したほか、関係機関をメンバーとした「買い物弱者地域対策協議会」において、高齢者の買い物環境の改善策の検討と併せ、商店街や民間事業者等において高齢者を顧客とする新たな経営形態の創出に資する事業の実証として移動販売車の運行を実施しました。

(6) 中心市街地の賑わいづくりに向けた市民アンケート調査（平成 25 年6月～10月）

（7 に記載したまちなかコミュニティ機能再生事業に関する取組み）

市では賑わいあふれる商店街の再生や中心市街地活性化に向け、市民が商店街や中心市街地について日頃どのように感じ、将来どうあるべきと考えているのか、また商店街の利用実態等の様々な質問を通して市民のニーズを把握しました。その結果、コミュニティの再生が望まれていることや、中心市街地に求められる機能等が明らかになり、その結果を踏まえて新たな事業展開に向け取り組んでいきます。

(7) 会津ヘリテージマネージャー協議会事業（平成 26 年度～）

（7 に記載した会津版家守事業に関する取組み）

まちなかにおける歴史的価値の高い建造物の保全や遊休不動産の有効活用によるまちなかの賑わい創出を目的とした地域ネットワークを組織し、会員間でリノベーションによって効果が見込まれる物件情報の交換や、これまで行ってきた専門調査の結果等を共有するとともに、地域住民とのまちづくり会議を通して、道路や公園という公共空間も含めたトータルマネジメントに取り組んでいます。

今後は地域に活力を与える新たなテナントの誘致や地元企業が連携した新ビジネスの創出を図り、地域の経済活動の活性化を図ることが期待されています。

(8) 市内循環バス事業（平成 26 年度～）

（8 に記した金川町・田園町住民コミュニティバス運行事業の取組み）

金川町・田園町町内会の地域は、市内でも高齢化率が高く、路線バスが運行されない公共交通空白地域であったことから、平成 23 年7月からの1年間、コミュニティバスの実証実験運行を行いました。利用者は思うように伸びず、本格運行に移行することができなかった経過がありました。金川町・田園町町内会が地域にバスを運行させるための運動に継続的に取り組み、「金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会」を設立し、バスを将来にわたって持続的に運行し続けていくための運行ルートや運行本数の検討をはじめ、愛称の募集やリーフレットの作成など、バスの運営・運行に力を合わせて取り組んでいます。

[2] 都市計画等との調和

(1) 第6次会津若松市長期総合計画

平成19年度に策定した「会津若松市第6次長期総合計画」においては、中心市街地及びその近隣地域を「鶴ヶ城・中心市街地周辺地域」と位置付け、「鶴ヶ城を中心とした歴史と文化がいきづくまちづくり」「人と人がふれあう賑わいのあるまちづくり」「安心して暮らせる住環境が整備されたまちづくり」を地域づくりの目標とし、交通基盤の整備や都市機能の充実、景観の形成、教育環境や住環境の整備、まちなか観光の推進などによる賑わいの創出等を推進することとしています。

また、産業経済政策の一つとして「中心市街地を活性化し賑わいのあるまちづくり」を位置づけており、商店街の魅力向上や中心市街地の環境整備と地域個性の創出に向けた取組みを推進することとしています。

(2) 会津若松市第7次総合計画

平成29年度に策定した、会津若松市第7次総合計画においては、地域の個性を活かした賑わいと魅力の創出の政策分野として「中心市街地・商業地域」と位置付け、「商機能やコミュニティ機能等が充実し、快適で利便性が高い、魅力・活力にあふれるまち」を目指す姿としています。

この政策分野の2つの施策として「商店街機能の維持・強化」と「中心市街地の魅力向上」を位置付けており、商店街による買い物機能やコミュニティ機能の維持・強化を支援し、魅力あふれる商店街づくりを進め、中心市街地活性化協議会と連携しながら、民間活力の活用や市民との協働により、快適で利便性の高い、魅力あふれるまちづくりを推進することとしています。

(3) 会津若松市都市計画マスタープラン

平成25年3月に策定した「会津若松市都市計画マスタープラン」においては、本市の中心部においては、日常生活圏として徒歩で生活できる圏域を一つの基本コミュニティと想定し、これをつないだ中学校区程度の範囲をイメージした「基本コミュニティ」が連担し相互に連携する連環都市構造からなるコンパクトな市街地の形成を基本としています。

コミュニティは、より高度な都市機能の集積を目指す中心市街地の「中心活性化ゾーン」を核に、多くがその外延を取り巻く「良好な住環境ゾーン」に位置付けられており、こうした既存市街地を中心としながら、市街地の周辺に広がり、保全を基本とする「田園集落ゾーン」や「自然環境保全ゾーン」、さらには、産業の育成・活性化を図る「産業活力ゾーン」を位置付け、地域の特色を生かしたコンパクトな都市構造の維持、形成を図ることとしています。

※中心活性化ゾーン

商業地中心部をコアとする中心市街地を設定し、商業・業務や行政、文化施設の集積、まちなか観光、まちなか居住の充実など、施設の集積と交通結節点としての利便性を活かした土地利用とします。

(4) 会津若松市国土利用計画

平成19年度に策定した「会津若松市国土利用計画」においては、会津地域における中核都市として経済、教育・文化、医療等の都市機能を高めるため、計画的かつ適正な土地利用を図ることとしています。

また、空洞化が進む中心市街地については、鶴ヶ城を中心とする歴史が育んだ文化遺産に配慮した景観形成を図りながら、賑わいを創出するため、商業環境の整備と公共施設などの都市機能の集積化を進め、高齢者等にも配慮した安心で快適な生活環境を形成するため、道路や公園などの都市基盤の整備を図ることにより、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりを目指すこととしています。

[3] その他の事項

(1) 環境・エネルギー等への配慮

本市では、情報通信技術や環境技術などを活用し、健康や福祉、教育、防災、さらにはエネルギー、交通、環境といった市民生活を取り巻く様々な分野での結びつきを深めながら、将来に向けて、持続力と回復力のある力強い地域社会、市民が安心して生活できるまち、「スマートシティ会津若松」を目指した取組みを進めています。

特に、エネルギー分野においては、全国に先駆けて、家庭の消費電力量を「見える化」するシステム（HEMS）を導入してきたほか、市内の木質バイオマス発電所で発電した電気を市の施設で活用する「再生可能エネルギーの地産地消」や、災害時には防災拠点などへの給電が可能な電気自動車の導入などに取り組んできました。

今後、こうしたサービスを発展させ、電力使用データを活用した「見守りサービス」など、ライフライン・インフォメーションへの取組につなげていくとともに、センサー技術の活用により収集した橋梁や道路、建造物等の状況など、様々なデータを分析し、公開することで「まちの見える化」を図っていくものであり、中心市街地の活性化に向けてもこれらと連動した取組みを行っていきます。

(2) 国の活性化施策との連携

本市では、地域再生計画である「アナリティクス産業の集積による地域活力再生計画」（平成27年1月認定）に基づき、地域の経済・産業発展に向け、アナリティクス人材の戦略的育成や、地域データのオープンデータ化、アナリティクス拠点の集積等に取り組んでいます。

これらは、ICT関連企業誘致を含めた地域活性化や、データに基づく政策の推進によって持続可能な地域再生を目指すものであり、中心市街地においても、様々なデータ等を分析・活用し、事業の効果的な推進を図ります。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略として、平成27年4月に「会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本市が地方創生を推進していくために取り組むべき事業として、中心市街地活性化に向けた取組みについても位置付けています。

具体的な事業としては、中心市街地の景観創造や憩いの空間演出を通じ、交流人口の拡大とまちなかにおける滞留時間や回遊性の向上を目指す「まちなか景観づくり（通りの修景整備）事業」や、古民家・蔵等の再生を目指す「歴史・伝統を活かした古民家・蔵等の空き家有効活用推進事業」などがあります。

今後は、本市の地方創生を見据えながら、中心市街地活性化に向けた各事業を実施していきます。